

狭山市議会議員のハラスメント根絶に関する決議表明までの主な経緯

令和2年6月 ハラスメントの根絶に向けた条例制定について総務経済委員会で検討開始。

令和3年5月 委員の改選を経ても検討事項とすることが決定。

10月 埼玉県内の63市町村に、職員、長等、議員の3者それぞれのハラスメント防止に関する取組状況を調査することとし、調査書をメールで送付。

令和4年1月 調査結果を協議会で共有。

3月 委員会において、今後の委員会としての方向性を共有。市執行部と協議を重ねてきたことや、これまでの全国的な事例研究及び埼玉県内63市町村のハラスメント防止に関する調査の結果を踏まえ、ハラスメント防止の方針として、最終的には市庁舎等に関わる全ての職員が快適に業務に従事できポテンシャルを発揮できるような職場環境づくりを最終目標としつつも、段階的に、まずは議員同士、議員と職員間のハラスメント防止をめどにカスタマーハラスメントの防止も視野に入れつつ、ハラスメントの審議をする附属機関を設置することを目的とした条例を検討する旨、及び引き続き調査研究、協議を行い、市庁舎等に関わる全ての職員がハラスメントをしない、受けない環境づくりに向けて検討していく方向とすることが異議なく決定された。

本会議において、上記を委員長が議場にて報告し、5月発行の議会だよりに掲載。

6月 委員会所管事務調査において、これまで継続して行ってきた委員会内での検討、執行部との協議により、職員側の要綱に市長等三役の包含、外部の相談機関設置を確認。このことにより、委員間討議を行い、まずは議員間、議員と職員間のハラスメントを根絶する方向で内容、方法についての検討をすることとし、また、条例化にはこだわらないことを確認。

本会議において、上記に加え、委員会は市の職務に関わる全ての皆様と協同し、あらゆるハラスメントの根絶に向けて活動していく旨を委員長が議場にて報告し、8月発行の議会だよりに掲載。

11月 委員会の県外行政視察において、市議会ハラスメント根絶条例を制定している福岡県中間市を視察し、条例制定の経緯、条例の中身、今後の課題について説明を聞く。

令和5年1月 委員会協議会において、ハラスメント根絶に関わる規程案を策定する方向で進めることについて承認され、正副委員長で規程案を作成することとした。

2月 委員会協議会において委員に規程案を示す。

3月 委員会において規程案について委員間討議。規程案全体での合意には至らなかったものの、合意できた部分を市議会の意思として表明するため、委員会提出議案としての決議を本会議に提出。本会議において審査した結果、総員賛成により可決。